

有料版のご購読
をご希望の方へ
お申込用紙は裏
面にあります。

2年分の家賃を経費にする方法

PRESENTED BY JAPAN CENTRAL ACCOUNTING (日本中央税理士法人)

1. 2年分の家賃を経費にする方法とは

翌期の家賃は翌期に支払い、翌期の経費にするのが通常です。しかし、翌期の家賃も今期の経費にする方法があります。それは、翌期分の家賃を今期中に支払ってしまう方法です。ただし、通常は今期中に支払っても前払いの費用となり、今期の経費にはなりません。しかし、契約方法と支払い方法により今期の経費にすることができるのです。

2. この方法が使える経費とは

この方法が使える経費は家賃だけでなく、次のような要件を満たすものが該当します。

契約によって継続的にサービス、情報等の役務の提供を受けるもの

今期中に支払うもの(手形、小切手は振り出した時点で支払ったこととなります)

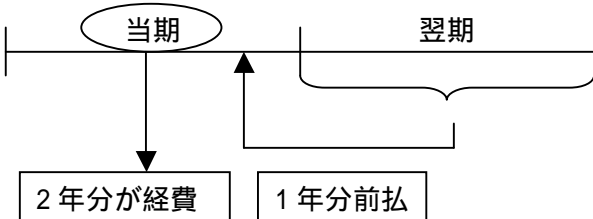
支払った日から1年以内にその役務の提供を受けるもの

したがって、地代家賃、リース料、信用保証料、保険料、ロイヤリティー、特許権や商標権等の使用料、支払利息、手形割引料等がこの要件を満たす経費になります。

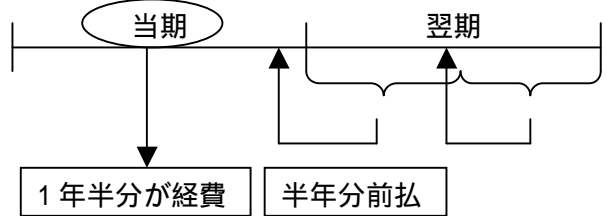
3. 実際の活用方法

この方法を活用し、翌期1年分の経費を前払いすれば、その2年分を経費にすることができます。また、6ヶ月分の経費を6ヶ月ごとに支払い、今期は翌期の経費の6か月分だけを経費にすることもできます。

<<1年分を前払いする場合>>

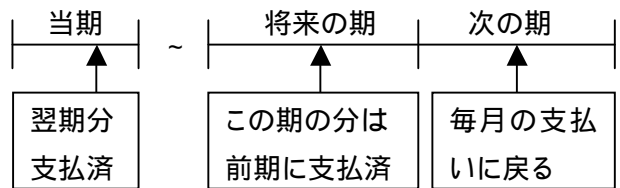


<<6ヶ月分を前払いする場合>>



4. メリット、デメリット

この方法のメリットは会社の業績が好調だった期に翌期分の経費を支払うことで、**節税にもなり、将来の業績が落ち込んだ期に備えることができる**点です。業績が悪い期に契約を元に戻せば、その期の経費は前期に支払済みのため、その期は経費を支払わずに済み、資金繰りが楽になるからです。



逆にデメリットは契約を戻さなければ、その**前払いした分のお金は永遠に戻ってこない**点です。最初の期に2年分支払って節税にはなりますが、その後は毎年1年分を支払うため、契約を元に戻して、経費を支払わない期が生じて初めて最初の期に支払ったお金を取り戻せるからです。

5. 節税の種類

拙著「かわいい決算書」Q39にも書いたように節税には4種類あります。この4種類を会社の状況に応じて使い分けないと、節税したのに結果的に損をすることにもなります。節税の目的は手許に残るお金を増やすことです。減った税金の額にだけ目を奪われ、手元の預金残高も減ったのでは意味がありません。会社の目的に合ったお金が残る節税方法を選びましょう。

裏へ

今月のまとめ

地代家賃、リース料、信用保証料、保険料、ロイヤリティー、特許権や商標権の使用料、支払利息、手形割引料等は翌期対応分でも、契約に基づいて今期中に支払えば今期の経費になる。



「超節税倶楽部通信 第1号」の内容は？

中小企業が機械を購入したり、パソコンを購入したりした場合、節税できる場合があります。これは税金そのものを減らす「税額控除」か、購入した固定資産につき通常よりも多く減価償却費を計上する「特別償却」か、選択することができます。それでは、どちらの特例を選択した方が得なのでしょうか？

これは必ずどちらの方が得ということはありません。ただし、会社の状況により選ぶべき方法を間違えると節税したのに、逆に損することになるのです。「超節税倶楽部通信 第1号」ではどのような状況のときにどちらを選択するべきなのかを解説しています。

ご入会者の声

使っていい節税方法と使ってはいけない節税方法との違いがよく分かり、大変役立っています。
トーヨーゴンドラ株式会社 金子 弘一 様

思わぬ黒字になり、有効な節税方法を考えていたので、非常に参考になりました。
有限会社ファーストクリエイト 吉村 創一 様

お申し込みになる方は必ずお読み下さい。

- このニュースはメールでの配信のみとなります。メールにて更新のお知らせをし、ホームページ上で会員の方に公開致します。
- 会費は会員 ID、パスワードが記載されたチケットを500円×12ヶ月＝6,000円(消費税込み)の代金引換郵便でお受取り頂くことにより、お支払い頂きます。
- ニュースを見るための会員ID、パスワードは毎年、更新致します。
- 年の途中で入会した方も1年分のニュースを見ることができます。そのため、会費は毎年1月～12月までの1年分を1単位とし、月割りでのお申し込みはお受けしていません。
- 年の途中で退会されても、パスワードの変更は1年に1回のため、そのまま継続して見ることができます。そのため、途中退会の場合、未経過月分の返金はいたしません。
- メールアドレスを入会後に変更された方は変更申し込み月の翌月から新メールアドレスに更新情報が送信されます。

お申込み F A X 0 3 - 5 4 0 5 - 4 6 2 2

- 又は -

お申込み U R L <http://www.j-central.jp>

お問合せ 日本中央税理士法人 東京本社 03-5405-4621(担当税理士 古館)

6,000円(消費税込)の代金引換郵便でお送り致します。

御社名			
御社住所	〒	-	
フリガナ 必須		電話番号	
お名前		FAX番号	
メールアドレス	@		